附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中消費税法施行規則第六条の見出しの改正規定、同条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）、同条の次に二条を加える改正規定、同令第七条の改正規定、同令第八条の改正規定、同令第九条の改正規定、同令第十条第一項第二号への改正規定、同令第十条の六第三項の改正規定、同条を同令第十条の九とする改正規定、同令第十条の五の改正規定、同条を同令第十条の八とする改正規定、同令第十条の四の次に三条を加える改正規定、同令第十一条の二の次に一条を加える改正規定、同令第二十条第一項第一号の改正規定（「この条」を「この号」に改める部分を除く。）、同令第二十三条の次に二条を加える改正規定及び同令第二十九条の改正規定（「、第十条の四」の下に「、第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分に限る。）並びに次条及び附則第三条の規定　平成三十二年四月一日

二　附則第四条の規定　平成三十三年十月一日

三　第一条中消費税法施行規則第一条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同令第六条に一項を加える改正規定、同令第十二条の改正規定（同条第七項の改正規定を除く。）、同令第十五条の三の改正規定（第五十条第一項に」を「第五十条第一項ただし書に」に改める部分を除く。）、同条を同令第十五条の六とする改正規定、同令第十五条の二の次に三条を加える改正規定、同令第十七条第五項の改正規定、同令第二十一条第三項第一号及び第二十二条第四項第一号の改正規定、同令第二十六条の次に八条を加える改正規定、同令第二十七条の改正規定（同条第六項の改正規定を除く。）並びに同令第二十九条の改正規定（「、第十条の四」の下に「、第十条の六第一項」を加える部分及び「及び第十条の四及び第十条の六第一項」に改める部分を除く。）並びに第三条中消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年財務省令第二十七号）附則第二条及び第三条の改正規定　平成三十五年十月一日

（購入者誓約書等の保存に関する経過措置）

第二条　平成三十二年三月三十一日までに消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号。次項において「改正令」という。）第一条の規定による改正前の消費税法施行令（同項において「旧令」という。）第十八条第二項第一号ロの規定により提出を受けた同号ロに規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類（同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録（同項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）を含む。次項において同じ。）及び同条第二項第二号イの規定により提出を受けた同号イに規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類（同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。次項において同じ。）に係る第一条の規定による改正前の消費税法施行規則（次項において「旧規則」という。）第七条の規定による保存については、なお従前の例による。

2　平成三十二年四月一日から平成三十三年九月三十日までの間に改正令附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることができることとされる場合における旧令第十八条第二項第一号ロの規定により提出を受けた同号ロに規定する購入後において輸出する旨を誓約する書類及び同項第二号イの規定により提出を受けた同号イに規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類に係る旧規則第七条の規定による保存については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申告の特例に関する経過措置）

第三条　平成三十二年四月一日前に設立された法人である事業者（消費税法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下次条までにおいて同じ。）で同日以後最初に開始する課税期間（同法第十九条第一項に規定する課税期間をいい、同条第二項又は第四項の規定により一の課税期間とみなされる期間を含む。）において所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）第五条の規定による改正後の消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人に該当する事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、当該課税期間開始の日以後一月以内に第一条の規定による改正後の消費税法施行規則第二十三条の二第一項の規定によりその例によるものとされる国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条第一項の届出を行わなければならない。

（適格請求書発行事業者の登録申請書の記載事項に関する経過措置）

第四条　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条において「二十八年改正法」という。）第五条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「三十五年消費税法」という。）第五十七条の二第一項の登録を受けようとする事業者（二十八年改正法附則第四十四条第四項の規定の適用を受けることとなる事業者に限る。）が、三十五年消費税法第五十七条の二第二項の申請書を提出しようとする場合には、当該申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一　申請者が個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）を有する場合には、個人番号

二　申請者の行う事業の内容

三　申請者が法人である場合には、事業年度の開始及び終了の日

（消費税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十八年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号中「から第八条まで及び第十条」を削る。

附則第九条を次のように改める。

（輸出免税物品購入記録票等の記載事項等に関する経過措置）

第九条　輸出物品販売場（消費税法第八条第六項に規定する輸出物品販売場をいう。以下この条において同じ。）を経営する事業者（同法第二条第一項第四号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）は、三十一年適用日（改正法附則第三十四条第一項に規定する三十一年適用日をいう。次条から附則第十二条までにおいて同じ。）から平成三十二年三月三十一日までの間において消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が三十一年軽減対象資産の譲渡等（改正法附則第三十四条第一項に規定する三十一年軽減対象資産の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合には、消費税法施行規則第六条第一項から第八項までに規定する書類に、当該免税対象物品の譲渡が三十一年軽減対象資産の譲渡等である旨を記載するものとする。

2　輸出物品販売場を経営する事業者は、平成三十二年四月一日から平成三十三年九月三十日までの間において消費税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第百三十五号。以下この項及び次項において「三十年改正令」という。）附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることができることとされる場合における三十年改正令第一条の規定による改正前の消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当する場合には、三十年改正令附則第四条第三項の規定によりなお従前の例によることができることとされる場合における消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十八号。次項において「三十年改正規則」という。）第一条の規定による改正前の消費税法施行規則第六条第一項から第八項までに規定する書類に、当該免税対象物品の譲渡が三十一年軽減対象資産の譲渡等である旨を記載するものとする。

3　輸出物品販売場を経営する事業者は、平成三十二年四月一日から平成三十五年九月三十日までの間において三十年改正令第一条の規定による改正後の消費税法施行令第十八条第二項各号に定める方法により行った同条第一項に規定する免税対象物品の譲渡が三十一年軽減対象資産の譲渡等に該当する場合には、三十年改正規則第一条の規定による改正後の消費税法施行規則第六条第三項から第五項までに規定する書類又は同条第七項に規定する購入記録情報に、当該免税対象物品の譲渡が三十一年軽減対象資産の譲渡等である旨を記載し、又は記録するものとする。

附則第十条中「（改正法附則第三十四条第一項に規定する三十一年適用日をいう。次条及び附則第十二条において同じ。）」を削る。

附則第十二条第一項中「当分の間」を「平成三十五年九月三十日までの間」に改める。